

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 5 5 条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程(総合生存学館を除く。)において、第 4 9 条第 1 項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 5 5 条 (同 左)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第 4 9 条第 1 項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 8 年 6 月 3 日から施行する。</p>